

物産関係事業に対する後援等の取扱について

長崎県 物産ブランド推進課

（ 名義後援基準 ）

- 1 次の（１），（２）のいずれにも該当し、事業等の登壇者や発言者等が２人以上いる場合、その性別に偏りがないように努められている物産関係事業について、その後援名義等の使用を承認することができる。

ただし、政治的又は宗教的意図で実施される事業を除く。

（１）事業の内容及び規模

次のいずれかに該当するもの

- ① 県が実施する物産振興事業に関するもの
- ② 本県の物産振興に寄与するもので、広く県民を対象とする公益性の高い取組を実施するもの
- ③ 本県の物産の魅力を広く県外において発信する取組のうち、県が特に必要と認めるもの

（２） 主催団体

次のいずれかに該当し、かつ公序良俗に反する恐れのある団体及びその関係団体でないもの

- ① 国、地方公共団体並びにこれらに準ずるもの
- ② 物産関係事業者
 - ・長崎県物産振興協会、長崎県酒造組合が実施するもの
 - ・「食べてみんなね!長崎県産品応援店」および「食べてみんなね!長崎県産品愛用推進協力店」「県産品愛用推進指定店」の認定店であること
- ③ 報道機関
- ④ その他、特に必要と認めた団体

（ 承認手続 ）

- 2 後援等の承認を受けようとする者は、様式第１号および添付資料を、原則として後援等を受けようとする事業の開催予定１カ月前までに物産ブランド推進課に提出するものとする。
- 3 前項の申請を受理したときは、様式第２号により速やかに承認の諾否について、事業の主催者に通知するものとする。

（ 承認の条件 ）

- 4 後援等の承認をする場合において、必要により次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - （１）承認した事業開催目的の趣旨に反する活動及び行為は一切行わないこと。
 - （２）承認後に、当初の計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
 - （３）承認した事業終了後は実績報告書を提出すること（様式：任意）。
 - （４）事業の実施上、後援等にふさわしくない行為があったときは、承認を取り消すことがある。
- 5 次の各号の一に該当すると認めるときは、後援等の承認を取り消すことができる。
 - （１）承認の基準に該当しなくなった場合

(2) 承認にあたって付した条件に違反した場合

(3) その他後援等を行うにふさわしくない事態が生じた場合

6 その他

事業の趣旨・目的等に照らし、他部局等が所管することが望ましいと判断した場合は、後援等の取扱いについて当該部局等と協議するものとする。

なお、この取扱いにおいて「後援等」とは、後援のほかに共催、協力、協賛の形態を指し、概ね以下のとおりとする。

(1) 共催・・・県を含む複数者が共同（実行委員会等）で行う事業で、県は共催参加者として負担割分（主催者に対し）の責任を負うもの。

(2) 協力・・・開催の目的が県の施策と一致する事業で、県は協力部分においてのみ責任を負うもの。

(3) 協賛・・・開催趣旨に長崎県が賛同できる事業で、県は協賛部分においてのみ責任を負うもの。

(4) 後援・・・県の後ろ盾があることで開催効果が得られると想定され、県は責任を負わないもの。

（附則）

この規定は、令和 4 年 11 月 30 日から適用する。

この規定は、令和 7 年 9 月 9 日から適用する。